

亀山児童センター 利用の手引き

～亀山児童センター めざす子どもの姿～

- ・あいさつができる子
- ・ありがとうと言える子
- ・あとかたづけができる子
- ・きまりを守れる子
- ・自分や友だちを大切にできる子

〒519-0124

亀山市東御幸町69-5 ☎ (fax) 0595-82-9460

メール：jidoucenter@zc.ztv.ne.jp

<令和3年(2021年)8月1日改>

1 児童センターとは・・・

児童センターとは、児童福祉法に規定される施設で、18歳未満の子どもに遊びの機会や遊びの場を提供し、心身とも健やかに育成することを目的としています。

2 利用対象者は・・・

児童センターを利用できる方は、0歳から18歳までの児童です。ただし、乳幼児（未就学のお子様）は、保護者の方と一緒に来てください。

3 開館時間は・・・

開館時間は、午前10時から午後6時までです。

4 休館日は・・・

毎週月曜日、祝日と年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休館日となり、館内の利用はできません。

5 利用料金は・・・

児童センターの利用料金は、無料です。ただし、イベントや活動内容によっては、材料費などを実費負担していただく場合があります。

6 児童センターでの約束は・・・

(1)児童センターに来るとき、帰るとき

①小学生は、下校途中での利用はできません。一度自宅に帰って、ランドセルを置いてから来館しましょう。

②自転車は自転車置場に置きましょう。鍵は必ず掛けましょう。

③靴は玄関にある靴箱に入れましょう。

④児童センターに来たら、事務所にいる人にあいさつし、受付で来館者名簿に名前などを書きましょう。（災害発生時に来館者の確認する大切なものです。必ず記入してください。）

⑤手荷物等がある場合は、決められたロッカーに入れましょう。

⑥隣の公園に出かけるなど外出するときは、事務所にいる人に声をかけてから行きましょう。

⑦児童センターから帰るときは、事務所にいる人にあいさつし、事故やケガにあわないよう、安全に気を付けて帰りましょう。

(2)児童センターを利用するときは・・・

①他の人の迷惑になるような行動（大きな声を出したり、走ったりするなど）や危険な遊びをしてはいけません。

②児童センターのおもちゃや遊具は、みんなが使うものです。正しい使い方をしましょう。また、おもちゃや遊具を使い終わったときは、元の場所に片付けましょう。

③事務所には大切な書類やパソコンなどがあります。事務所内には勝手に入らないようにしま

しょう。

④駐車場や駐輪場で遊んではいけません。2階は、亀山市ファミリーサポートセンターの事務所がありますので、階段や2階では遊んではいけません。

⑤体調が悪いときは、児童センターを利用せず、自宅でゆっくり過ごしましょう。

(4)持ち物について

大切なものは持ってこないようにしましょう。持ち物にはすべて記名し、決められたロッカーに入れましょう。無くなった場合でも責任は負いません。

(5)飲食について

館内で昼食（お弁当）やお菓子等を食べることはできません。ただし、水分補給のため、お茶等は飲むことができますので持参してください。

7 保護者の皆様へ・・・

(1)ご利用に当たってのお願い

①お子様が児童センターを利用中に、体調不良やけがや事故などにより、早急に保護者の方に連絡をとる必要が生じることもあります。お子様には、保護者の方に確実に連絡のとれる連絡先（電話番号等）を覚えておいてください。

②お子様のクラスがインフルエンザなどで学級閉鎖になっている場合やご家族の方が感染力の強い疾病にかかっている場合は、お子様自身がインフルエンザなどにかかっている場合でも、他の利用者に感染する可能性がありますので、児童センターのご利用はご遠慮願います。

③お子様と遊ぶ場として利用していただきたいので、スマートフォン、携帯電話などは、必要なおきのみ使用してください。

(2)就学前（乳幼児）のお子様の保護者の皆様へ

①就学前（乳幼児）のお子様は、保護者の方と同伴でご来館ください。

②保護者の方は、事故防止のためお子様から目を離さないようにお願いします。

③遊んだあとは、お子様と一緒におもちゃや遊具の片付けをお願いします。

④ゴミや紙おむつはお持ち帰りください。

⑤来館時は、受付で来館者名簿に名前などをご記入ください。

8その他

(1)イベントなど児童センターの活動について知りたいとき

イベントや行事などは、毎月発行している「児童センターだより」をご覧ください。

(2)2F集会室の利用については、許可が必要です。事前に事務所へ申請してください。ただし、利用時間につきましては、児童センター開館日および開館時間内に限ります。

(3)気象警報発表時の開館について

①特別警報や暴風警報の場合

特別警報や暴風警報が発表されている場合は、児童センターは臨時休館となります。ただし、これらの警報が解除された場合は、次のように開館（休館）します。

○午前7時までに解除された場合・・・通常通り開館

○午後1時までに解除された場合・・・警報解除後2時間を目途に開館

○午後1時以降に解除された場合・・・その日は臨時休館

②その他警報などの場合

大雪、雷雨、集中豪雨などの自然災害、その他、児童の安全を確保できない状況等が発生するなどによる危険が予想される場合は、利用を控えてください。また、市、学校などが危険と判断し、緊急引渡しなどにより自宅待機となったときは、臨時休館となります。

(4)地震発生時の対応について

児童センターの職員の指示に従って、避難をしてください。